

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景

(1) 村上市の動向

平成23年(2011年)に策定した「第1次村上市環境基本計画」では、「山・川・海 豊かな自然に育まれた歴史と伝統を継承するまち」を望ましい環境像として掲げ、5つの基本目標「緑豊かな山々と美しい水辺のある自然と親しみ自然と共生³¹する」「清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する」「歴史と伝統のある地域社会の中で快適な暮らしを創造する」「地域から世界を考え地球環境の保全に取り組む」「環境の保全に市民・事業者・行政が一体となって取り組む」をもとに、149の環境施策を実施してきました。令和2年(2020年)3月には、これまで毎年度実施されている施策の進捗状況及び数値目標の達成状況を整理・評価を行い、「市の自然豊かな環境の後世への継承」「市民や産業とともに発展する環境づくり」「地球規模の気候変動等を意識した環境対策」「従来の環境保全対策に加えて、市の社会・経済面への波及効果を視野に入れた考え方の設定」の項目が要対応項目として抽出されました。

また、平成29年(2017年)に策定した「第2次村上市総合計画」では、「第1次村上市総合計画」のまちの将来像を引き継ぎながら本市の魅力を多方面に高め、より人が輝くまちにステップアップしていくための新たな羅針盤として、平成29年度～平成33年度(2017年度～2021年度)までを計画期間として、「やさしさと輝きに満ちた笑顔のまち村上」をまちの将来像として掲げました。

平成23年(2011年)には、地球温暖化対策として京都議定書³²目標達成計画を勘案した「村上市地球温暖化対策実行計画」を策定し、村上市全域から排出される温室効果ガスの排出量を削減することを目的として、市民、事業者、行政の協働により取り組みや施策を推進しています。

平成25年(2013年)には、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出量を削減するとともに、地域特性に応じた新エネルギー⁷⁶および省エネルギー⁶⁹を推進することを目的に「村上市新エネルギー推進ビジョン」を策定しました。このビジョンは、本市におけるエネルギー施策に取り組む方針として位置づけるもので、市民・事業者・行政が協働により、エネルギー施策や取り組みを実践し、「地球にやさしいまち村上市」を目指しています。

(2) 国際的な動向

平成27年(2015年)に開催された国連サミット⁴⁷において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」⁶⁵が採択され、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)が掲げられました。SDGsは平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、経済、社会及び環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。その中では、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。



出典：国際連合広報センターHP

図 1-1 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標

地球温暖化対策に関する動向としては、「京都議定書」に代わる新たな法的拘束力のある国際的な合意となる「パリ協定¹¹⁰」が平成 28 年（2016 年）11 月に発効されました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、産業革命以降の世界の平均気温上昇を 2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求することを掲げており、日本を含むすべての締結国が温室効果ガス排出削減のための取組を強化することが必要とされています。

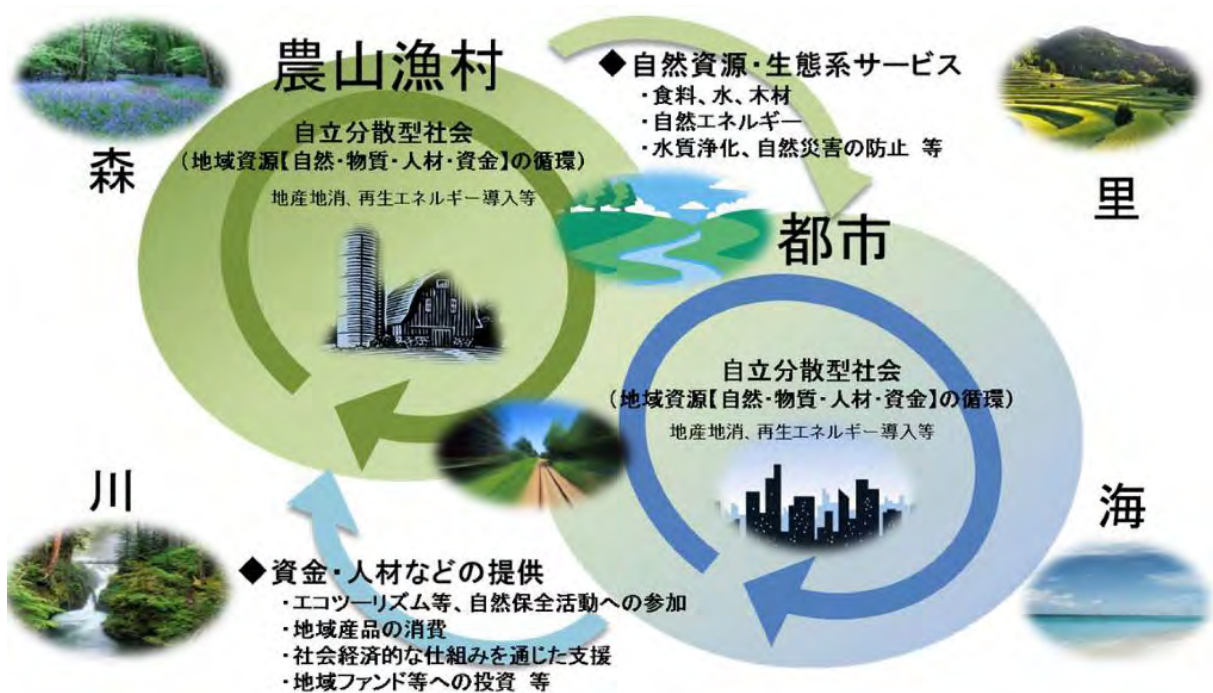
生物多様性⁸²に関する動向としては、平成 22 年（2010 年）に愛知県名古屋市で開催された COP10 で、令和 2 年（2020 年）までの世界目標である「愛知目標」が採択されました。また、COP10 のサイドイベントにおいて、国際的なプラットフォームとして自然共生社会の実現を目指す「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」が発足しました。平成 30 年（2018 年）にエジプトで開催された COP14 では、「ポスト 2020 生物多様性枠組」の策定に向けたプロセスが決定され、これに基づき公開ワーキンググループや海洋、自然再生、保護地域等のテーマ別ワークショップ、国連地域区分ごとの地域ワークショップ等が順次開催されています。

海洋プラスチックごみに関する動向としては、2050 年までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が、令和元年（2019 年）に開催された G20 大阪サミットにて共有されました。

(3) 国の動向

「第五次環境基本計画」が、平成 30 年（2018 年）4 月に閣議決定され、めざすべき社会の姿として、①「地域循環共生圏（自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう考え方）」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現、が掲げられました。また、SDGs

の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が示されました。

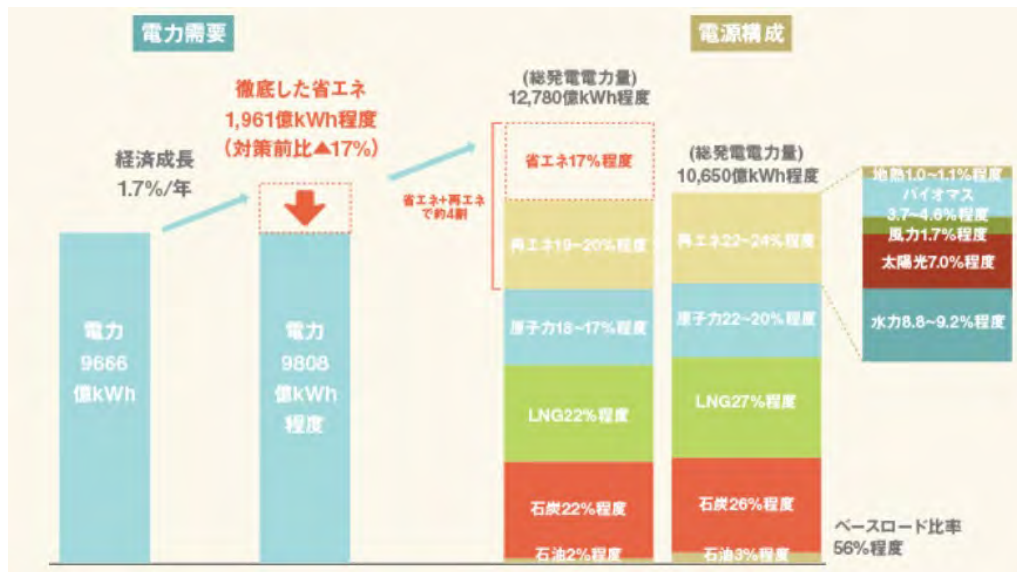


出典：「第五次環境基本計画の概要」（環境省）

図 1-2 「第五次環境基本計画」における「地域循環共生圏」の考え方

平成 28 年（2016 年）5 月に策定された「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出量の削減目標として令和 12 年度（2030 年度）目標（平成 25 年度（2013 年度）比 26%）と令和 32 年度（2050 年度）目標（同比 80%削減）が設定されました。また、平成 30 年（2018 年）11 月には「気候変動適応計画」が策定され、気候変動の影響による被害を防止・軽減するための各主体の基本的役割や基本戦略、分野ごとの適応に関する取組が示されました。地球温暖化防止に向けた対策は、温室効果ガス濃度の上昇を低減させるための「緩和策」だけでなく、気候変動に対応するための「適応策」も図られるようになってきています。

再生可能エネルギー¹²については、平成 27 年（2015 年）7 月に経済産業省がとりまとめた「長期エネルギー需給見通し」で、令和 12 年度（2030 年度）に向けた電力の需給見通しが示されました。令和 12 年度（2030 年度）におけるエネルギーの割合を示した「エネルギーミックス¹³」では、再生可能エネルギーの導入水準を 22～24%程度とする政策目標を示しており、この目標値を達成するための政策が進められています。



出典：電気事業者連合会 HP

図 1-3 「長期エネルギー需給見通し」における令和 12 年度（2030 年度）の電力需要と電源構成

平成 24 年（2012 年）の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（再エネ特措法）の施行以降、固定価格買取制度（FIT 制度¹³⁵）による再エネの導入拡大が図られてきました。

令和 2 年（2020 年）6 月には、FIT 制度の抜本見直し等を内容とした再エネ特措法の改正や、送配電網を強靱化する電気事業法の改正等を含む「エネルギー供給強靱化法」（正式名称「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」）が成立しました。再エネ特措法は改正により「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」となり、図 1-4 に示す内容が新たに盛り込まれ、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日より施行される予定です。

- 市場連動型の導入支援**

再生可能エネルギー発電事業者の投資予見可能性を確保しつつ、市場を意識した行動を促すため、固定価格で買い取る制度（FIT制度）に加えて、新たに、市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度（FIP制度）を創設します。
- 再生可能エネルギーポテンシャルを活かす系統増強**

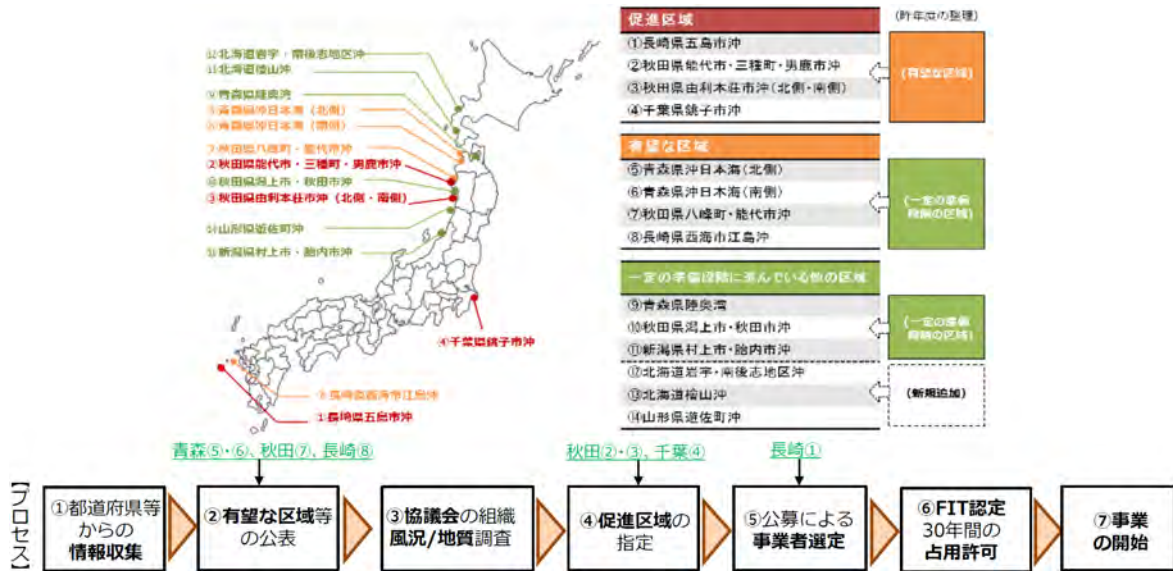
これまで地域の送配電事業者が負担していた、再生可能エネルギーの導入拡大に必要な地域間連系線等の系統増強の費用の一部を、賦課金方式で全国で支える制度を創設します。
- 再生可能エネルギー発電設備の適切な廃棄**

太陽光発電設備が適切に廃棄されない懸念に対応するため、発電事業者に対し、廃棄のための費用に関する外部積立て義務を課します。

出典：資源エネルギー庁 HP

図 1-4 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」の概要

また、平成31年（2019年）4月に施行された「再エネ海域利用法」では、洋上風力発電事業を行う“促進区域”に国から指定を受け、公募によって選定された事業者には最大30年間の海域占有が認められるようになりました。「再エネ海域利用法」の具体的な運用にあたっては、促進区域の指定に向けたプロセスを進めていくこととしており、令和元年（2019年）7月に本市及び胎内市沖は“既に一定の準備段階に進んでいる区域”として位置づけられ、今後、“有望区域”と“促進区域”への指定に向けて取組を進めているところです。



出典：「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に係る公募占有指針について」（資源エネルギー庁、令和2年（2020年）8月）

図 1-5 「再エネ海域利用法」の区域指定に係る現状

生物多様性については、平成20年（2008年）6月に「生物多様性基本法」が施行され、地域レベルでの生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するため、都道府県及び市町村は生物多様性地域戦略の策定に努めるものと規定されました。さらに、平成24年（2012年）9月には自然共生社会の実現に向けた具体的な戦略として、「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。

海洋ごみについては、平成30年（2018年）6月の「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（略称：海岸漂着物処理推進法）の改正を受け、令和元年（2019年）5月に海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の変更が閣議決定されました。また、令和元年（2019年）5月には「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されました。

(4) 新潟県の動向

新潟県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、「新潟県環境基本計画」（平成29年（2017年）3月）が策定されました。平成29年（2017年）から令和10年（2028年）までの12年間を計画期間として、「県民一人一人が安全に安心して心豊かに暮らせる持続可能な社会の構築を目指します。」を目指す方向として掲げ、「人と自然が共

生する暮らし」、「安全で快適な環境」、「資源を大切に作る循環型の地域社会」という基本目標が設定されました。

- ・ 「基本目標 1 人と自然が共生する暮らし」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用、野生鳥獣の適切な管理、人とトキが共生する地域づくり、環境と調和した農林水産業の推進、水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくりの施策を展開。
- ・ 「基本目標 2 安全で快適な環境」に基づき、快適な大気環境の確保、良好な水質の確保、良好な地盤環境の確保、騒音・振動のない快適な環境の確保、化学物質による環境汚染の防止、低炭素社会⁹⁶の構築、放射線等の監視、酸性雨⁵⁸対策等に関する国際的取組の推進等の施策を展開。
- ・ 「基本目標 3 資源を大切に作る循環型の地域社会」に基づき、3Rの推進、廃棄物の適正処理の推進と処理基盤の整備、不法投棄対策の推進等の施策を展開。

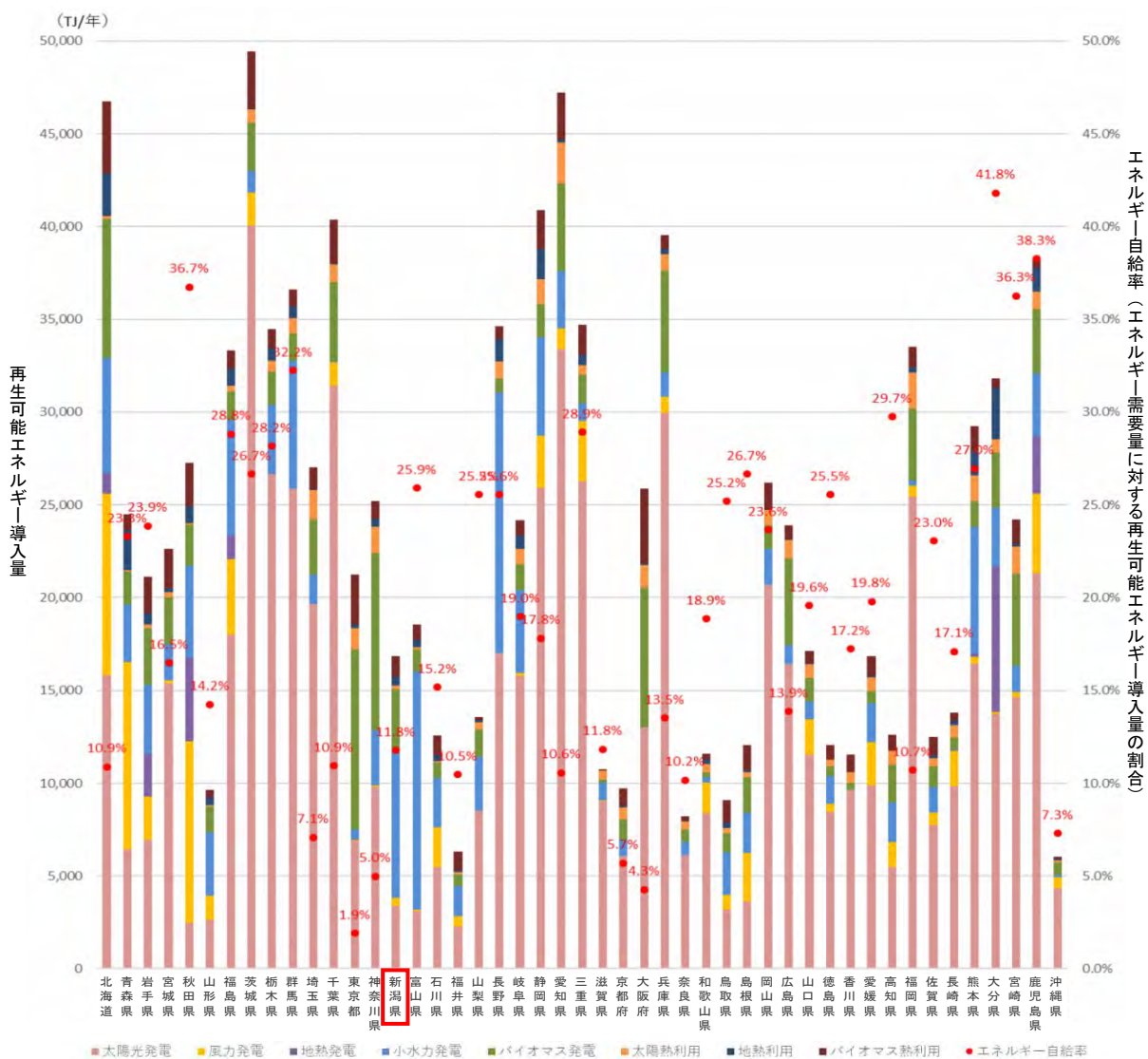


出典：「新潟県環境基本計画」（平成 29 年（2017 年）3 月）

図 1-6 「新潟県環境基本計画」における施策体系

また、国の地球温暖化対策計画を勘案し、低炭素社会の実現に向け、地域の総合的・計画的な地球温暖化対策を推進するため、平成29年（2017年）3月に「新潟県地球温暖化対策地域推進計画（2017-2030）」が策定されました。計画期間は、平成29年度（2017年度）から令和12年度（2030年度）までの14年間とし、温室効果ガス排出量削減のための施策（緩和）と気候変動の影響に備える取組（適応）の観点から、地球温暖化対策を地域レベルにおいて推進する計画です。これまで、家庭やオフィス、自家用車などに関する排出削減対策、再生可能エネルギーの導入促進、新潟県カーボン・オフセット¹⁶制度の普及などに取り組んできました。

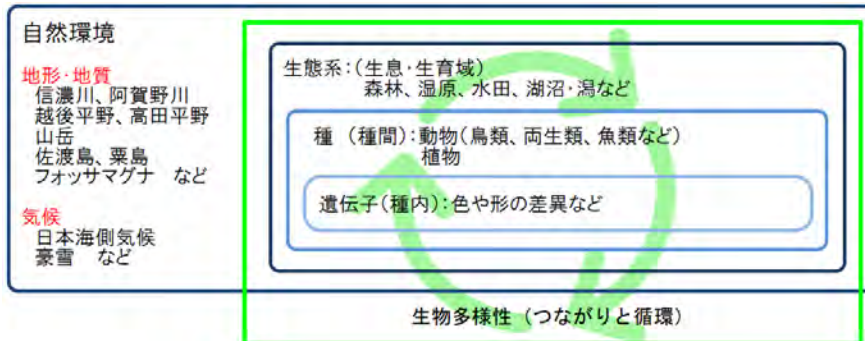
平成29年度（2017年度）時点の都道府県別の再生可能エネルギー導入状況（図1-7）を見ると、新潟県は他の都道府県と比べて図1-7のピンク色が示す太陽光発電が少なく、青色が示す小水力発電が多い傾向が見られます。エネルギー需要量に対する再生可能エネルギー導入量の割合は11.8%で、全国の平均（13.5%）よりやや低くなっています。



※エネルギー自給率=再生可能エネルギー導入量÷エネルギー需要量。ただし、エネルギー需要量は民生+農林水産業の値。
 ※再生可能エネルギー設備は平成30年（2018年）3月末時点、エネルギー需要は平成29年度（2017年度）値。
 出典：「永続地帯2018年度版報告書-都道府県分析」（NPO 環境エネルギー政策研究所）を基に作成

図 1-7 都道府県別の再生可能エネルギー導入状況

生物多様性については、地域レベルでの生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するための計画として、平成29年（2017年）3月に「新潟県生物多様性地域計画」が策定されました。



出典：「新潟県生物多様性地域計画」（新潟県）

図 1-8 新潟県の豊かな自然環境と生物多様性の概念図

海洋ごみについては、平成22年（2010年）5月に設置した「新潟県海岸漂着物対策推進協議会」での協議検討を経て、平成25年（2013年）10月に「新潟県海岸漂着物対策推進地域計画」が策定されました。

1.2 計画策定の目的

「第1次村上市環境基本計画」の策定から10年が経過し、環境基本計画、及びその関連計画である「村上市地球温暖化対策実行計画」と「村上市新エネルギー推進ビジョン」（以下、「各計画」といいます。）の計画期間が令和2年度（2020年度）で終了することから、これまでの環境問題に関する社会情勢の変化に対応するとともに、本市における環境問題の解決や将来に向けた環境政策のさらなる推進を図るため、各計画を包含する第2次環境基本計画を策定します。

1.3 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「村上市環境基本条例」に基づき策定するもので、本市における環境施策に関する基本的かつ総合的な計画です。すなわち、「第2次村上市総合計画」（平成29年（2017年）3月策定）の環境分野に関する計画として、村上市における個別計画との整合を図りながら環境施策を推進していくものです。

なお、本計画は、地球温暖化対策を積極的かつ効率的に推進するための「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「村上市地球温暖化対策実行計画」と、地域特性に応じた新エネルギーおよび省エネルギーを推進することを目的とする「村上市新エネルギー推進ビジョン」を含むものとします。

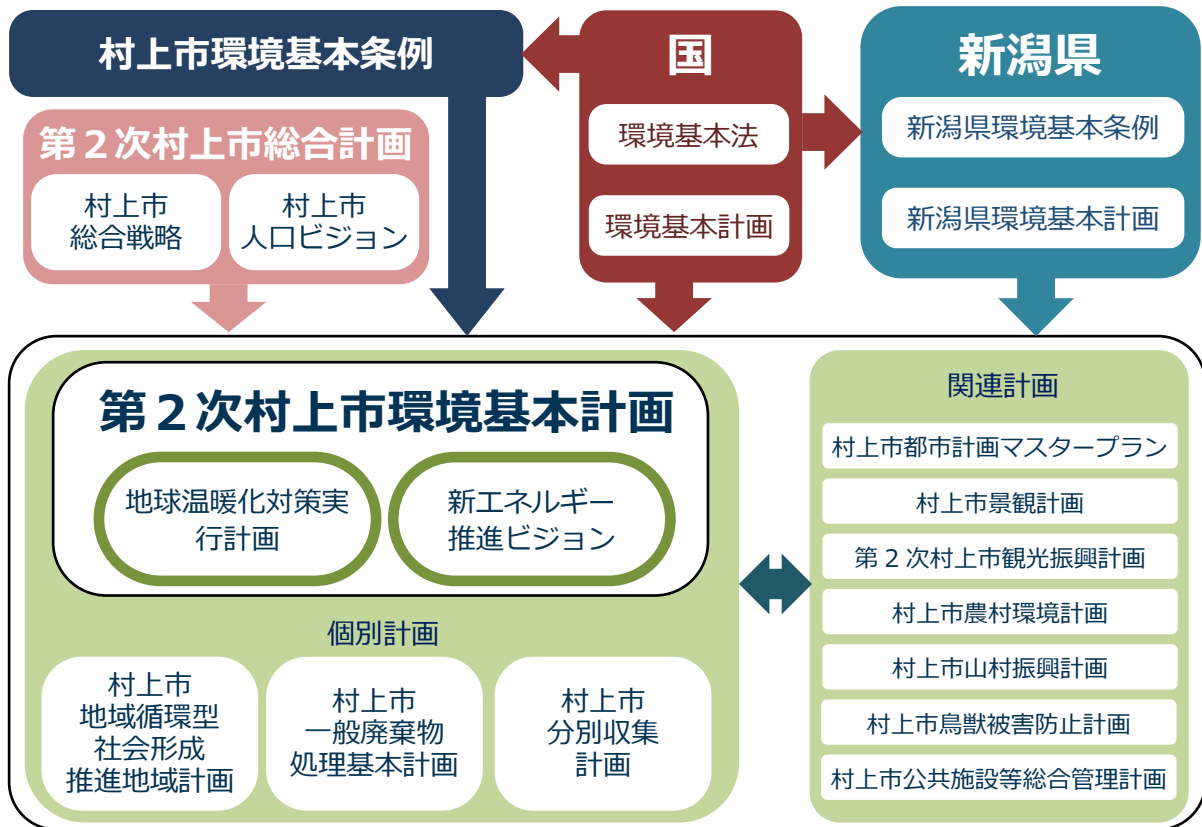


図 1-9 本計画の位置づけ

村上市環境基本条例（抜粋）

村上市環境基本条例の中で、環境基本計画に関連する箇所を抜粋。

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に行われなければならない。

- ② 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系⁸¹の健全性を維持し、及び回復するとともに人と自然との豊かなふれあいを保つことにより、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。
- ③ 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少なく、持続的発展が可能な社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- ④ 地球環境保全は、すべての者が人類共通の課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めなければならない。

(2) 計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする計画の範囲は、自然環境、生活環境・循環型社会⁶⁸、地球環境（低炭素社会）、景観歴史文化、協働・環境教育・人づくりの5分野を基本とします。

表 1-1 計画の対象範囲

| 分野 | 対象 |
|--------------|--|
| 自然環境 | 生物多様性、有害鳥獣 ¹²⁵ 、外来生物 ²² 、森林、農地、水環境 等 |
| 生活環境・循環型社会 | 公害 ⁴² 、衛生、美化、廃棄物、水循環 等 |
| 地球環境（低炭素社会） | 地球温暖化、エネルギー 等 |
| 景観歴史文化 | 歴史、文化、景観 等 |
| 協働・環境教育・人づくり | 市民協働、環境教育、人づくり 等 |

(3) 計画の対象地域

本計画は、村上市全域を対象とします。ただし、大気・水環境や廃棄物等に関しては、隣接市町村及び隣県の現状や動向にも配慮するほか、地球環境に関しては、日本国内の現状及び国際情勢も視野に入れた計画とします。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

ただし、経済社会情勢の変化や新たな環境問題の解決に対しても柔軟に対応するため、期間の中間年度において見直しを行い、必要に応じて計画を修正します。



図 1-10 計画の期間